○中国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び百八十七号	岩国市守内字天疫神一〇番一から同市守内字河口一〇一九六番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○中国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	下関市長府中土居本町一四六六番三から同市長府中土居本町一四六七番まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○中国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び百八十七号	岩国市守内字天疫神一〇番一から同市守内字河口一〇一九六番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○中国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷字下泊り三五八四番二三から同町大字麻郷字下泊り三五八四番一五まで	前	一〇・一一～一〇・六九メートル	〇・〇〇四キロメートル
	後	一〇・二六～一一・六七メートル	〇・〇〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
総社市宍粟字北高山一番二地内	前	二二・一四～二四・一三メートル	〇〇・〇〇八キロメートル
	後	二二・七六～二七・一六メートル	〇〇・〇〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第四十七号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　九号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
安来市安来町字外浜八七八番二から同市飯島町字川尻一六〇五番一〇まで	一五・六八メートル	〇・二〇二キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第四十八号

次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
安来市安来町字外浜八七八番二から同市飯島町字川尻一六〇五番一〇まで（安来市安来町字外浜八七八番二から同市飯島町字川尻一六〇五番一〇まで）	島根県道四十五号	電柱

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第四十九号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二十九号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
鳥取市菖蒲字鳥居畷三四番七から同市千代水三丁目一番まで	七・七四メートル	三・八三五キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所